

京丹後市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成28年度に実施した監査結果を、次のとおり公表します。

平成28年12月15日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 行 待 実

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

京丹後市観光協会

平成27年度における次の財政援助に係る出納その他の事務

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ① 京丹後市観光協会補助金（通常分） | 33,700,256 円 |
| ② 京丹後市観光協会補助金（地方創生先行型交付金分） | 16,485,865 円 |
| ③ 中京圏誘客推進事業補助金（愛知県内信用金庫誘客キャラバン） | 120,950 円 |

【所管部課：商工観光部観光振興課】

3 監査の期間

平成28年10月6日から平成28年12月14日まで

（監査実施日：平成28年11月10日）

4 監査の方法

財政援助に係る監査対象団体の出納その他の事務が、補助金等の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、補助金等交付に関連して、所管課の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体の役員及び職員より説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

5 監査の結果

京丹後市観光協会

ア 団体の概要

京丹後市内における観光の総合的な振興を図るとともに、まちづくりを推進し、地域全体の活性化と産業の発展に寄与することを目的に、旧町単位で組織されていた6町の観光協会が合併して、平成20年4月1日に発足した。その後、平成26年6月に一般社団法人京丹後市観光協会に移行した。

京都府及び北部7市町において、地域主導によるブランド観光圏を形成するため、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（通称：海のDMO）が、平成28年6月28日に設立されたことに伴い、同年8月1日に統合参加し、同振興社の京丹後地域本部に組織変更となった。会員数は523名で、本部と6支部で組織されており、職員数は13人（正職員4名、臨時職員9名）である。

イ 補助金対象事業の概要

	事業名	補助金対象事業の概要														
①	京丹後市観光協会補助金（通常分） (33,700,256円)	<table> <tr> <td>広報宣伝事業</td> <td>3,215,015円</td> </tr> <tr> <td>支部活動助成事業</td> <td>5,800,000円</td> </tr> <tr> <td>海水浴場安全祈願式</td> <td>99,926円</td> </tr> <tr> <td>観光案内所事業</td> <td>14,863,480円</td> </tr> <tr> <td>賞品造成・営業</td> <td>2,798,508円</td> </tr> <tr> <td>事務経費</td> <td>11,346,836円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38,123,765円</td> </tr> </table>	広報宣伝事業	3,215,015円	支部活動助成事業	5,800,000円	海水浴場安全祈願式	99,926円	観光案内所事業	14,863,480円	賞品造成・営業	2,798,508円	事務経費	11,346,836円	計	38,123,765円
広報宣伝事業	3,215,015円															
支部活動助成事業	5,800,000円															
海水浴場安全祈願式	99,926円															
観光案内所事業	14,863,480円															
賞品造成・営業	2,798,508円															
事務経費	11,346,836円															
計	38,123,765円															
②	京丹後市観光協会補助金（地方創生先行型交付金分） (16,485,865円)	<table> <tr> <td>インバウンド推進事業</td> <td>2,086,642円</td> </tr> <tr> <td>商品造成・営業</td> <td>7,398,467円</td> </tr> <tr> <td>観光商品企画造成事業</td> <td>7,000,756円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,485,865円</td> </tr> </table>	インバウンド推進事業	2,086,642円	商品造成・営業	7,398,467円	観光商品企画造成事業	7,000,756円	計	16,485,865円						
インバウンド推進事業	2,086,642円															
商品造成・営業	7,398,467円															
観光商品企画造成事業	7,000,756円															
計	16,485,865円															
③	中京圏誘客推進事業補助金（愛知県内信用金庫誘客キャラバン） (120,950円)	<table> <tr> <td>中京圏誘客推進事業</td> <td>120,950円</td> </tr> </table>	中京圏誘客推進事業	120,950円												
中京圏誘客推進事業	120,950円															

ウ 意 見

監査の結果、事業は目的に沿って適切に執行されていると認められた。また、経理事務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような指摘事項が見受けられたので、速やかに適正な事務処理を行い、措置状況の報告を求める。

【京丹後市観光協会】

- ・ 京丹後市観光協会補助金において、観光協会から市に提出された実績報告書は観光協会の全事業の事業報告及び決算書となっており、補助金に対する実績報告となっていない。補助対象となっている「誘客イベント事業」は、歳出決算額 2,513,000 円に対して、歳入決算額は、当補助金 1,233,000 円、府補助金 1,280,000 円、負担金収入 280,000 円で過充当となっている。また、各支部が実施した補助事業の事業報告及び決算書類等が添付されていないなど、実績報告書の内容に不備がある。
- ・ 実績報告書の提出期限は、補助金交付要綱第 11 条で「翌年度の 4 月 10 日までに市長に提出」と規定されているが、期限内に提出されていない。
- ・ 支部の決算書において、大宮支部が人件費として直接支払ったものを、峰山支部への負担金として誤って計上されている。
- ・ 平成 27 年度の補助事業として実施済ではあるが、年度末までに支払いが完了しておらず、未払金計上された経費で支払が遅いものがある。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次のような事項が見受けられたので留意されたい。

【商工観光部観光振興課】

- ・ 補助金の交付決定において、交付決定の資料となる「市税等の滞納状況」の書類が、交付決定日以降の日付となっている。
- ・ 交付申請時に提出された「納付等状況調査同意書」の提出がないもの、また、原本の添付がないものがある。
- ・ 京丹後市観光協会補助金について、補助金の事前交付に係る事務処理において、事前交付が必要な理由等の書類が不足している。
- ・ 事業の実績報告に係る所管課の検査において、補助対象事業の実施状況、決算状況、支払伝票、領収書等の確認を実施しないまま交付確定し、補助金を交付している。

- ・ 実績報告に基づき所管課の検査が実施されているが、検査結果報告書が作成されていない。
- ・ 実績報告書の事業報告や決算書で、支部毎に作成される報告書類について、報告内容や書類の様式を統一されるよう指導されたい。

貴団体に対する補助金は、団体を支援することにより本市の観光について総合的な振興を図り、もって市民経済の発展に資する目的で交付されています。今後とも、適切な会計処理に努められるとともに、補助金を適正かつ効率的・効果的に活用した事業運営により、地域観光の振興と経済の活性化に貢献されることを期待する。